

鶴岡市スポーツ強化後援会鶴岡市中学校部活動強化費交付要綱

平成29年7月12日決裁

1 目的及び交付

会長は、鶴岡市立中学校における運動部活動の育成強化を目的に各中学校が実施する事業に対し、この要綱の定めるところにより予算の範囲内で「鶴岡市中学校部活動強化費（以下、「部活動強化費」という。）」を交付する。

2 交付対象者

この部活動強化費の交付対象者は、鶴岡市立中学校とする。

3 交付対象事業

部活動強化費の交付対象となる事業は、運動部活動の強化のために実施する合宿や強化練習会及び遠征とする。

4 交付対象経費

この助成金の交付対象となる経費は、事業の実施に要する経費とし、別表に定めるところによる。

5 交付する額

部活動強化費の額は会長が別に定める額とし、その全額を交付対象経費に充当しなければならない。

6 交付申請書及び実績報告書の提出

部活動強化費の交付を希望する学校は、交付申請書（様式1）を提出するものとする。また、事業終了後は、実績報告書（様式2）に「実施要項又は事業の案内文書等、事業内容が把握できる書類」及び「決算書（様式3）」を添付のうえ提出しなければならない。

7 事業の経理等

事業実施者は、この事業に係る経費の帳簿及びすべての証拠書類を備え、その収支の状況を明らかにしておくとともに、事業の完了の日の属する年度の終了後10年間、会長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

8 実績報告書の提出期限

この事業の実績報告書の提出期限は、事業の終了後30日を経過する日又は翌年度の4月20日のいずれか早い日とする。

附 則

この要綱は、平成29年7月12日から施行する。

附 則（令和5年3月16日決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の予算に係る強化費から適用する。

別表

中学校部活動強化費交付対象経費	
報償費	・講師・指導者等への謝金
旅費	・講師・指導者等の交通費・宿泊費 ・強化合宿、遠征等の交通費・宿泊費
消耗品費	・事務用品、競技必需品、医薬品代等
印刷製本費	・資料等の印刷代等
通信費	・郵便料等
保険料	・傷害保険等
使用料	・会場使用料、車借上げ料、レンタル機器の使用料等
食糧費	・講師・指導者昼食代、お茶、スポーツドリンク代等
・その他会長が認めたもの	

※ 補助対象外経費：人件費、備品購入費、懇親会費